

令和3年3月1日(試行開始)

ふくしまスカイパーク指定管理者
特定非営利活動法人 ふくしま飛行協会
理事長 斎藤喜章(職印略)

滑走路使用基準(試行)

(基本的な考え方)

ふくしまスカイパーク(以下、スカイパーク)は、福島市の公共施設として公平、公正、適法、合理性、有効利用及び安全性の確保を遵守し、スカイパークの本質的施設運用(滑走路機能の確保)及び6条常駐使用者(スカイパーク常駐航空事業者)と14条滑走路使用者(バイク・車両等の多面的活用者)との情報共有と協力的調整を推進します。このことを確保するため、以下に利用内容を第1分類、第2分類、第3分類として策定しました。

【受付開始と利用期間】

○前期受付期間 3月1日から開始 前期利用期間 4月1日から7月31日の間

○後期受付期間 5月1日から開始 後期利用期間 8月1日から12月28日の間

なお、閉場期間(12月29日から翌年3月31日)であっても過去に利用実績がありますので、管理棟職員にご相談ください。

【第1分類】

第1分類とは、「土曜日・日曜日にあつて、バイク・車両等の競技会等を実施するにあたり、滑走路に設置物等を持ち込み、航空機の離発着ができない状態で多面的活用する完全利用可能日」で、【14条滑走路使用者】の利用方法を指します。

- ① 利用回数を年間8日と限定します。この受付は利用希望日の3か月前(今年度は3月1日)から開始可能とします。
- ② この申請(相談を含む)があつた場合、スカイパーク常駐航空事業者(6条常駐使用者)と72時間の協議を経て利用の可否をお知らせします。
- ③ なお、月曜日から金曜日の終日利用は、滑走路に設置物等を設置(移動可能な物件)し、バイク・車両等の試験や撮影等を実施する。この場合は、スカイパーク常駐航空事業者(6条常駐使用者)と72時間の協議を経て利用の可否をお知らせします。
- ④ この申請を許可された場合、使用許可書に記載された使用条件(安全管理・設置物撤収の方法等)を遵守してください。

【第2分類】

第2分類とは、「月曜日から金曜日にあつて（土曜日・日曜日は【第2分類】は適用されません）、滑走路に移動可能な設置物等を設置し、バイク・車両等の試験や撮影等を実施する場合で、概ね7割程度の時間を使用し、残余の3割程度（150分程度）を6条常駐使用者（スカイパーク常駐航空事業者）の利用を了承した状態で、多面的利活用する」ことで14条滑走路使用者（バイク・車両等の多面的活用者）が主たる利用を指します。但し、エプロンの併用活用には、制限はありません。

- ① 申請者が滑走路を使用できない概ね3割程度（航空機離着陸に使用される150分程度）の時間は、金銭的減免もしくは、利用日の開場時間の前、あるいは閉場時間の後に時間的補填（例；＜7：00～8：30＞＋＜17：00～18：00＞＝150分等）ができる。但し、この場合、金銭的減免は発生しません。
- ② この申請（相談を含む）があつた場合、6条常駐使用者（スカイパーク常駐航空事業者）と72時間の協議を経て利用の可否をお知らせします。
- ③ この申請を許可された場合、使用許可書に記載された使用条件（安全管理・設置物撤収の方法等）を遵守してください。
- ④ 6条常駐使用者（スカイパーク常駐航空事業者）は、管理棟による時間調整後の概ね3割程度150分間（3分割程度まで）の滑走路使用を可能とし、航空機離着陸に確保します。
- ⑤ 当該【第2分類】を利用する14条使用者（バイク・車両等）は滑走路内に物件設置可能ですが、滑走路から航空機離着陸のため設置物を一時的撤去する時間は、概ね7割程度の時間に含まれます。
- ⑥ 使用当日における安全確保のための臨時的な調整は、管理棟を含め、当事者間において可能な限り行うことができることとします。

【第3分類】

第3分類とは、「開場期間（営業日）すべてにあつて、滑走路に移動可能な設置物等を設置し、バイク・車両等の試験や撮影等を実施する場合で、概ね3割程度（150分程度）の時間を使用し、残余の7割程度を常駐航空事業者の利用を了解した状態で、多面的利活用する」ことで14条滑走路使用者（バイク・車両等の多面的活用者）が従たる利用を指します。但し、エプロンの併用活用には、制限はありません。

- ① 滑走路を使用できない概ね7割程度（航空機離着陸に使用される）の時間は、金銭的減免もしくは、利用日の開場時間の前、あるいは閉場時間の後に時間的補填（例；＜5：00～8：30＞＋＜17：00～19：30＞＝360分等）ができる。但し、この場合、金銭的減免は発生しません。なお、バイク・車両等の試験や撮影等を実施する場合で、概ね3割程度（150分程度）の時間

を時間外（午前8時30分から午後5時以外）で補填（例；＜5：00～8：30＞）することが出来る。

- ② この申請（相談を含む）があった場合、6条常駐使用者（スカイパーク常駐航空事業者）と72時間の協議を経て利用の可否をお知らせします。
- ③ この申請を許可された場合、使用許可書に記載された使用条件（安全管理者・設置物の有無等）を遵守してください。
- ④ 6条常駐使用者（スカイパーク航空事業者）は、管理棟による時間調整後の概ね7割程度の滑走路使用を可能とし、航空機離着陸に確保される。但し、概ね7割程度の取り方は、管理棟の時間調整後、三回（三分割）以内を原則とします。
- ⑤ 当該第3分類を利用する14条滑走路使用者（バイク・車両等の多面的活用者）は滑走路内に物件設置可能ですが、滑走路から航空機離着陸のため設置物を一時的に撤去する時間は、概ね3割程度の時間に含まれます。
- ⑥ 使用当日における安全確保のための臨時的な調整は、管理棟を含めて当事者間においての調整は可能な限り行うことができることとします。

【その他使用上の注意】

スカイパークにご予約を頂き、その予約日以前に主催者の都合（天候等や施設に不都合が発生している場合は除く）により、施設の利用キャンセルが頻発する場合（判断は管理棟職員）は、その旨を警告し改善されない場合は、福島市農道空港施行規則第12条第3項により施設使用着手時に全額の支払いを求めます。但し、善良なる管理者の下で施設の使用が実施されている場合は、現行通り事後支払い又は請求書により支払うこととします。